

法人税制の新しい在り方

—国際競争激化の中で—

谷 川 喜美江

はじめに

我が国企業の海外進出は急速に展開されており、経営戦略を考慮する上で国際的な視点が重要となっている。また、アメリカのサブプライムローンを発端として、その後のリーマンショックの影響により世界経済が低迷する中、回復傾向がみられた2008年はじめの状況とは異なり、我が国経済は下降傾向にある。

その急速な経済の下降は、2008年12月30日の東京市場における日経平均株価の終値が8,859円56銭となり、2007年の大納会からの年間下落率は42.1%にまで達するほどである。この年間下落率は、バブル崩壊開始時の1990年の38.7%を超え、1949年に算出が開始されて以来、過去最大下落率を記録したのである。

このように、我が国のみならず世界的な経済低迷の中、我が国企業の国際競争力を確保し、企業の成長を促すことで、我が国経済の回復が強く求められている。世界的規模で活動を行う我が国企業において、法人税をはじめとする税法の影響は大きく、企業の経済活動の判断材料の要素ともなっている。

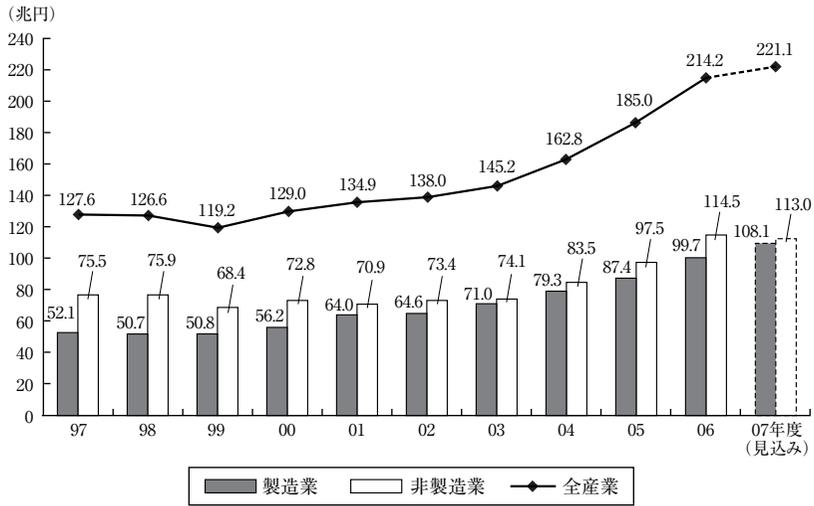
そこで、本論文では、昨今の法人税に関して世界的な潮流及び我が国税法を整理し、我が国企業の国際競争力を確保することで経済活性化を達成しうる税制の構築がなされているか否かを検討する。また、法人税をはじめとする我が国税制の在り方についても検討したい。

1. 我が国企業の国際化の進展

我が国企業の海外活動の現状であるが、図1のとおり、海外現地法人の売上高は、製造業・非製造業ともに増加し、2006年には214兆円と過去最高となり、1997年における海外現地法人の売上高127兆円の倍に達するほどである。

また、製造業における海外生産比率の推移を示したものが図2であり、その割合は3割を超えている。さらに図3のとおり、海外現地法人の経常利益は1997年に2兆円であったものが、2006年には9.6兆円と約5倍になっている。つまり、我が国企業の国際化は急激に進んでおり、その重要度も増しているのである。

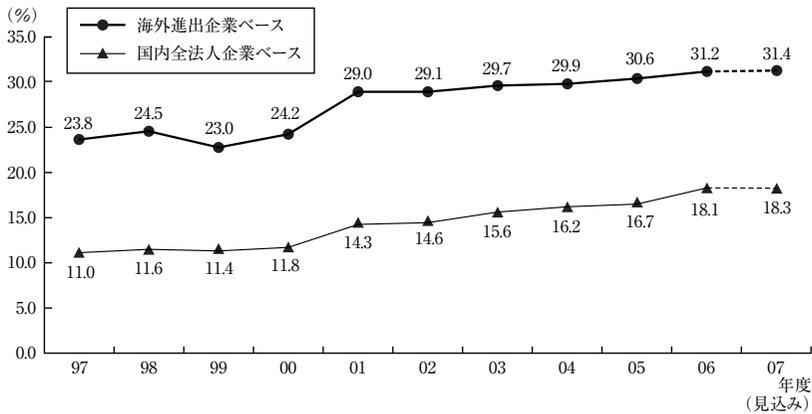
図1 海外現地法人の売上高の推移



注: 07年度は見込額として調査したもの

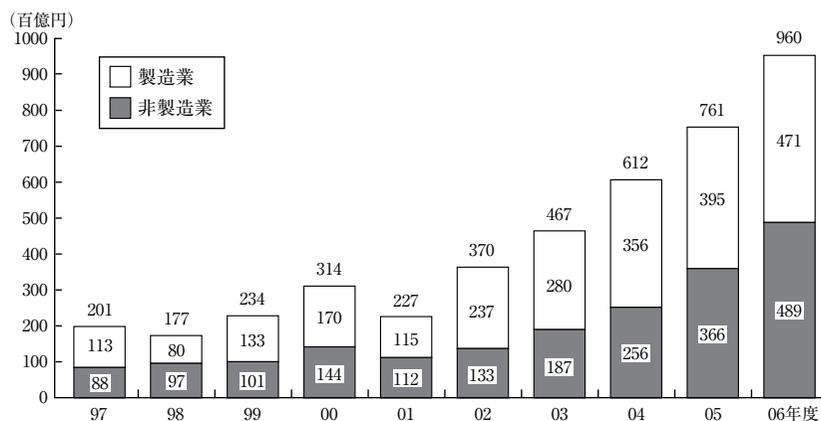
(出所) 経済産業省『第37回海外事業活動基本調査結果概要 - 平成18(2006)年度実績 -』
http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_37/pdf/h2c422jj.pdf
 (平成21年1月5日)

図2 我が国の海外生産比率の推移 (製造業)



(出所) 経済産業省『第37回海外事業活動基本調査結果概要 - 平成18(2006)年度実績 -』
http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_37/pdf/h2c422jj.pdf
 (平成21年1月5日)

図3 海外現地法人の経常利益



(出所) 経済産業省『第37回海外事業活動基本調査結果概要－平成18(2006)年度実績－』
http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_37/pdf/h2c422jj.pdf
 (平成21年1月5日)

2. 我が国の法人税率

我が国の所得税創設は、明治20年3月19日勅令第5号により制定されたことに端を発する⁽¹⁾。所得税創設の根拠は、歳入の確保と租税負担に関する当時の税制課題を解決することであったことが明治20年1月の「所得税法之議」⁽²⁾に示されており、明治19年の歳出合計は74,689,000円であったのに対し、軍事費の増大を要因として翌年の明治20年の歳出合計は79,936,000円と大幅に増大したことから、我が国における所得税創設の主な理由は軍事費の増大にあったことは容易に理解できる⁽³⁾。しかし、明治20年の所得税創設当時、企業の発達も未熟であったことから、法人に対する課税は行われていなかった。

明治20年に創設された所得税がプロイセンの所得税を基礎としていたことから、当時の我が国の実状に即したものではなかったため⁽⁴⁾、明治32年には改正が行われた。同年の改正では、所得が3種に分類され、第1種所得は法人の所得で税率2.5%、第2種所得は公社債の利子で税率は2%、第3種所得は第1種及び第2種以外の所得として課税されることとなった⁽⁵⁾。明治32年の改正により個人のみでなく法人にも所得税を課すこととされたのである。

明治32年改正以後、法人にも課税されることとなったため個人と法人の間における二重課税に対する考慮を中心として、配当に関する課税の取り扱いも踏まえ、税率も改正されてきた。しかし、第2次世界大戦後、我が国企業の世界的規模での活動が活発になってく

(1) 阿部勇『経済学全集第53巻日本財政論(租税篇)』改造社、昭和7年、190頁

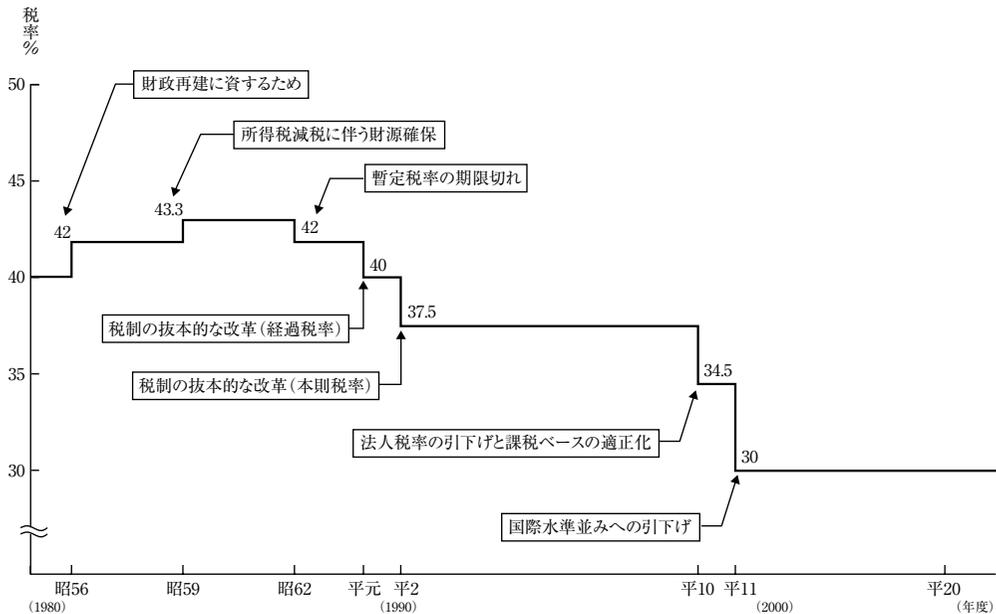
(2) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史資料集 第一巻』改造社、昭和6年、410頁

(3) 阿部勇、前掲、191頁

(4) 汐見三郎・佐伯玄洞・柏井象雄・伊藤武夫共著『各国所得税制論』有斐閣、昭和9年、260頁

(5) 同上、263頁・264頁

図4 法人税率の推移



(出所) 財務省『法人税など(法人課税)に関する史料(平成20年10月現在)』
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/082.htm> (平成21年1月5日)

るとともに、諸外国の法人税との比較が行われ、国際的な視点から法人税の在り方が検討されるようになった。

そして、我が国の法人税率の推移をみると、昭和59年に所得税減税を理由に43.3%まで引き上げられたが、諸外国の表面税率及び実効税率の比較を行ったところ我が国は高いとの理由で、図4のとおり、法人税率の引き下げが行われ、現在は30%(本則)となっている。

3. 我が国法人税が法人における経済活性化に与える影響

本項では、我が国法人税が国際化の進む企業に与える影響並びに経済活性化に向けた方向性及びそこに内在する問題点について整理したい。

(1) 法人税率の問題点

ドイツ、フランスをはじめ、諸外国では企業の国際競争力確保の観点から、表1のように法人税の実効税率引き下げを実施している。

また、現行の我が国法人税率30%は、昭和59年の43.3%から比較すると10%も引下げられたが、我が国財務省による実効税率の諸外国との比較では(図5)、依然として高い水準であることが示されている。

そして、法人税の実効税率の国際比較の結果、我が国企業の税負担は重いとされ、また、企業の国際競争力を確保するために法人税率の引き下げが行われている国際的な流れのな

表1 諸外国の法人税実効税率

ドイツ	48.55%	(2000年)	→	29.83%	(2008年)
フランス	36.67%	(2000年)	→	33.33%	(2006年)
カナダ	44.6%	(2000年)	→	36.1%	(2005年)
韓国	30.8%	(2000年)	→	27.5%	(2005年)
オランダ	34.5%		→	31.5%	(2005年)
フィンランド	29.0%		→	26.0%	(2005年)
オーストリア	34.0%		→	25.0%	(2005年)

(注) 山本守之『税制改正の動き・焦点, 平成19年度対応版』税務経理協会, 平成20年, 2頁の資料のうち, ドイツの2008年における法人税の実効税率は財務省資料(財務省『法人税など(法人課税)に関する資料(平成20年10月現在)』<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/084.htm>(平成21年1月5日))により筆者が修正した。

表2 ジニ計数による所得格差

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度		
					※1	社会保障 による改善度 ※2	税による 改善度 ※3
					%	%	%
平成5年	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0%	12.7%	5.0%
平成8年	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3%	15.2%	3.6%
平成11年	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2%	16.8%	2.9%
平成14年	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5%	20.8%	3.4%
平成17年	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4%	24.0%	3.2%

※1 再分配による改善度 = $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による = $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度 = $1 - ③ / ②$

注: 平成11年以前の現物給付は医療のみであり, 平成14年以降については医療, 介護, 保育である。

(出所) 『所得再分配調査報告書』厚生労働省政策統括官付政策評価室, 平成17年, 6頁

かで, 我が国でも2008年度改正に向けた動きでは法人税率の引き下げが要求されていた⁽⁶⁾。

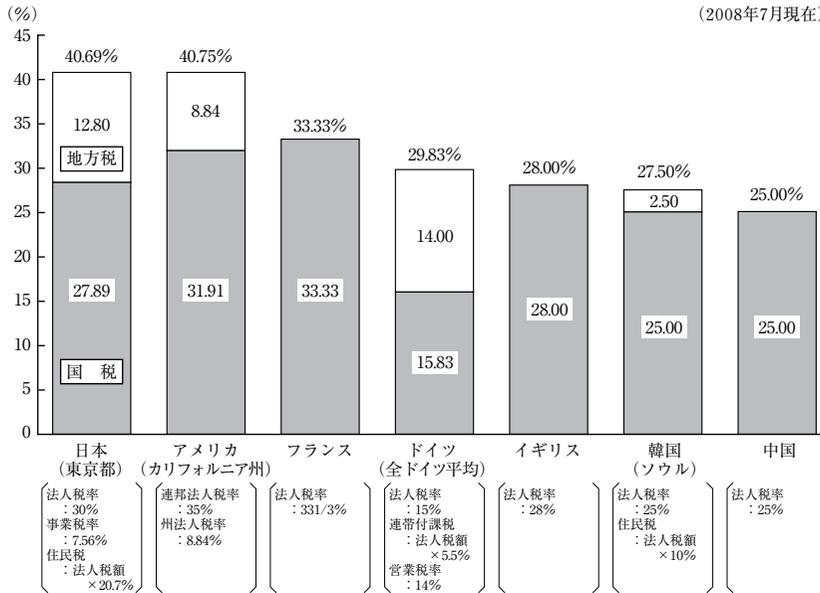
しかし, 同時に, 我が国では経済対策として租税政策が採られた結果, ジニ係数による所得格差は, 平成14年の所得再分配調査では格差が社会の歪みとして許しがたい0.5に近い0.498にまで達しており, 平成17年の結果では, さらに拡大し, 0.526となっている(表2参照)。このように, 我が国税制全体では格差の拡大が大きな問題として取り上げられていたことから, 個人による税負担が増す一方で法人税率を引下げる改正を行うことは, 当時, 参議院選挙を間近に控る状況下における政治判断として得策ではなかった。

上記のような理由から, 2008年度改正に向けた政府税制調査会答申では, 「課税ベースや社会保険料負担も考慮した企業負担については, モデル企業をベースとした試算におい

(6) 政府税制調査会からは次のように示されていた。「経済のグローバル化の進展に伴い国境を越えた企業活動が一層活発に行われるようになってきている中で, 企業の税負担面での国際的なイコールフットイングを図るべきとの観点から, 法人実効税率のさらなる引き下げが求められている。」(政府税制調査会『抜本的な税制改正に向けた基本的考え方』平成19年11月)

図5 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2008年7月現在)



(注)

- 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
- 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
- アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
- フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。
- ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400%(2007年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。なお、従来、継続的に比較対照を行ってきたデュッセルドルフ(賦課率445%)では、法人実効税率は31.40%(国税15.83%、地方税15.58%)である。
- 韓国の住民税においては、上記の所得割のほか資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。
- 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
(出所) 財務省『法人税など(法人課税)に関する資料(平成20年10月現在)』<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/084.htm> (平成21年1月5日)

て、我が国の企業負担は現状では国際的に見て必ずしも高い水準にはないという結果も得た」として⁽⁷⁾、2008年度改正には盛り込まれなかったのである。

その後、2009年改正に向けた政府税制調査会答申では、法人実効税率引き下げは示されず、また、2009年度税制改正でも本則において法人税率を引下げる改正は行われなかった。ところが、2008年12月24日に閣議決定された『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』の中で政府は今後として「法人課税については、国際的

(7) 同上(政府税制調査会, 平成19年11月)

整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引き下げを検討する。』⁽⁸⁾と、課税ベースの拡大を踏まえ法人実効税率の引き下げを検討することとしている。

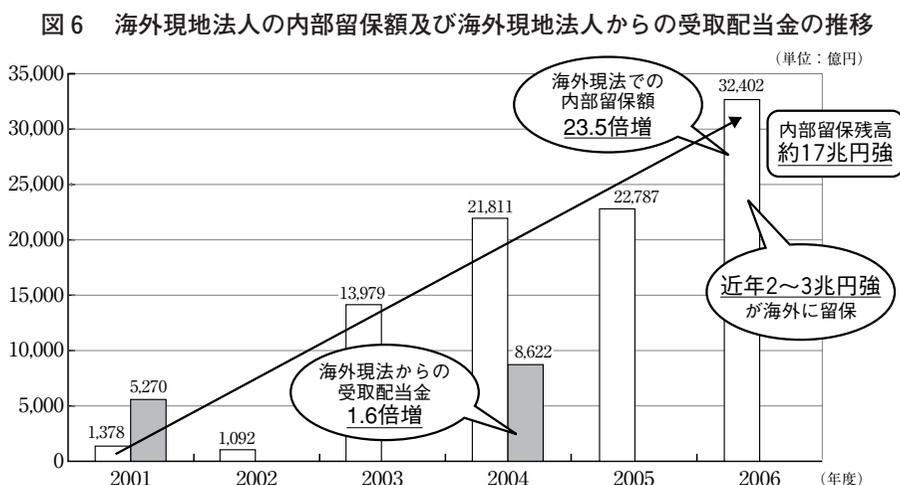
さらに、同日の2008年12月24日には民主党からも、「民主党は、租税特別措置の抜本的な見直しを行うこととしているが、これを進めて課税ベースが拡大した際には、企業の国際的な競争力の維持・向上などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととする。』⁽⁹⁾と、租税特別措置の見直しとともに法人税率の見直し意見が示された。

我が国では、企業の国際競争力を確保することで経済活性化を達成するため、課税ベースの拡大とともに法人税率の引き下げが検討されている。しかし、国際比較資料として示される法人実効税率の国際比較は所得を課税ベースとする税制での比較であり、所得を課税ベースとしない税制、例えばフランスの職業税のような税制は含まれないのである。したがって、実効税率の比較結果を根拠に、我が国の企業の税負担が重いと判断することには疑問があり、法人税率引き下げの根拠とすることには問題がある。

また、昨今の経済低迷の影響から、経済活性化のための税制構築を望む声が強くなり、格差の問題という公平達成のための税制の在り方に対する検討は弱くなっている。法人税の在り方を考える際には、公平という観点も忘れてはならないのである。

(2) 我が国の法人税制度上の問題

企業の国際化が進む中、2001年は1,378億円であった海外現地法人の内部留保額が、2006年には32,402億円と3.5倍となっている（図6参照）。つまり、我が国の海外進出企業は、



(出所) 経済産業省『平成21年度税制改正に関する経済産業省意見』平成20年8月、6頁、
<http://www.meti.go.jp/topic/data/080827-2-2.pdf> (平成21年1月5日)

(8) 経済財政諮問会議『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』平成20年12月24日閣議決定

(9) 民主党『民主党税制抜本改革アクションプログラム－納税者の立場で「公平・透明・納得」の改革プロセスを築く』平成20年12月24日

海外で得た利益を我が国国内へ環流させずに海外に留保する傾向が強くなり、海外現地法人の活動のウェイトが増加するにすぎない、その内部留保額が増加しているのである。

海外現地法人の内部留保額が増大しているという事実は、企業が国内で行うべき試験研究等を海外で行う結果を招き、海外で得た利益を国内に資金環流させ、その資金を活用して我が国国内で試験研究等を行うことから生ずる経済活性化の一部が失われることとなる。

このように、企業が海外で得た利益を外国子会社から配当せずに海外現地法人に内部留保し、国内への資金環流を増やさない理由は、我が国では国内親会社へ配当すると税負担が重くなるという法人税の問題にある。そして、経済産業省の調査によると、海外で得た利益を配当として国内親会社に環流させない理由として、前述の法人税上の問題を挙げた企業は約4割にも達していた⁽¹⁰⁾。

我が国の法人税制のもつ問題点として、国際化が急激に進行する我が国企業に与える影響及び経済活性化に向けた方向性とそこに内在する問題を整理すると、我が国における経済活性化のためには、課税ベースを踏まえた法人税率の引き下げと外国子会社が海外で得た利益を国内に環流させるシステムの確立が必要である。しかし、同時に、我が国税制においては格差の是正、つまり、公平の達成も求められているのである。

4. 経済活性化のための改正

本項では、2009年度に行われた企業の国際競争力を確保することで経済活性化のための税制改正の内容を整理し、前項で整理した我が国法人税制の問題点を解消しうる改正であったか否かを検討してみたい。

(1) 法人税率の見直し及び中小企業の活力を回復させるための改正

① 中小企業等の軽減税率の時限的引き下げ

大企業に比べ、体力の弱い中小企業に配慮し、中小法人には年間所得800万円以下の部分に22%（本則30%）の軽減税率が適用されている。これまで、この軽減税率の引き下げは、基本税率の引き下げとともに行われてきた。

しかし、平成2009年度改正では、「中小企業は、わが国経済の基盤となって産業競争力を支えているが、金融不安や景気後退の影響を受けやすいことから、安心して意欲的に企業活動に励めるよう大胆な支援措置を講ずることが求められている。」⁽¹¹⁾として、軽減税率単独での引き下げが行われることとなった。

そして、2009年度改正では、中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までに終了する各事業年度の所得のうち、年間800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引下げられたのである。

② 中小企業の欠損金の繰戻還付の復活

中小企業税等の軽減税率の時限的引き下げにより、中小企業の税負担が軽減されること

(10) 経済産業省『平成21年度税制改正について』平成20年12月、35頁

(11) 自由民主党『平成21年度税制改正大綱』平成20年12月12日

となるが、軽減税率の引き下げの恩恵は黒字の中小企業のみしか受けることができない。

そこで、前事業年度に黒字であった中小企業が、赤字となった場合には税負担を軽減できるように、改正前は創立後5年以内の企業等、一部しか利用の認められていなかった欠損金の繰戻還付制度を復活させることとした。

2009年度改正では、中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しが認められ、前年度に納付した法人税の還付を受けることができることとなったのである。本改正により、例えば、前年度に500万円の黒字であった中小法人等が、今年度500万円の赤字に転落した場合、前年度に納付した法人税110万円が還付されることとなる。

(2) 国際的二重課税排除のための改正—外国子会社配当の益金不算入制度の創設—

我が国の法人税法において、2009年度改正前、法人に対する国際的二重課税排除措置として外国税額控除制度が設けられていた。本制度は、昭和28年、直接控除方式のみによる国別限度額方式を採用し創設されたが、昭和37年改正で既に認められていた国別限度額方式とともに一括限度額方式も認められて間接控除制度が導入され、2009年度改正前の制度とほぼ同制度へと改正されたものである⁽¹²⁾。

この外国税額控除制度による国際的二重課税排除制度は、外国子会社（海外現地法人）が内国法人（国内親会社）に配当を行った場合に税負担が増加する。したがって海外現地法人が外国で得た利益をそのまま海外へ留保することにつながり、我が国の経済活性化に大きな弊害を与えていたのである。

そこで、2009年度税制改正では、間接外国税額控除制度について経過措置を講じたうえ廃止し、これに代えて内国法人（国内親会社）が外国子会社からの受ける配当の益金不算入制度を恒久措置として創設することとした。

〔（注）内国法人（国内親会社）の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に受ける外国子会社からの配当等の額について適用する。〕

外国子会社からの受ける配当の益金不算入制度は次のとおりである。

表3 外国子会社配当の益金不算入制度

【対象税目】 国税（法人税） 地方税（法人住民税・法人事業税）
【対象所得】 外国子会社からの配当のみ
【対象子会社】 内国法人（国内親会社）の出資比率が25%以上の外国子会社（株式保有期間：6ヶ月以上）

(12) 渡辺淑夫『最新外国税額控除（改訂版）』同文館、平成17年、27頁

とするが、租税条約で異なる割合（特例）が定められている場合は、その出資比率を適用する。特例は、例えばアメリカとの間では10%、フランスとの間では15%と定められている。

【益金不算入範囲】

配当に係る費用として、内国法人（国内親会社）が外国子会社からの配当額の5%を相当する金額として控除する。つまり、外国子会社からの受ける配当の額のうち一律95%が益金不算入となる。なお、外国子会社からの配当に係る外国源泉税は、税額控除の対象とし、かつ、損金不算入とする。

【租税回避防止】

租税回避を防止するため、外国子会社合算税制（軽課税国に実体のない子特定外国子会社等を有することで租税回避を行うことを防ぐために、そこでの留保利益を我が国親会社の課税所得に合算する制度）の適用を受ける特定外国子会社からの配当について、我が国内国法人（国内親会社）において益金不算入とし、特定外国子会社で課税することとする。ただし、その子会社（内国法人（国内親会社）からは孫会社）からの配当は課税対象外とする。

（注）内国法人（国内親会社）が特定外国子会社等から配当等（特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）を受ける場合について適用。

【事務負担の軽減】

内国法人（国内親会社）が外国税額控除適用の際に確定申告書に添付することとされている書類のうち、一定の書類については、保存義務のみとする。

（注）2009年度税制改正に基づき筆者が作成した。

前掲の経済産業省調査によれば、2009年度改正で設けられた外国子会社配当の益金不算入制度が導入された場合に海外からの配当として国内に戻すとしていた企業は83%に達していた⁽¹³⁾。2009年度の改正により、海外に留保されていた利益等の国内環流が進むことは期待できる。

しかし、法人税率の改正は中小法人に対して、所得金額800万円までに適用される軽減税率の引き下げしか行われず、本則には改正は行われていない。したがって、我が国企業全体における国際競争力を確保し、経済活性化のためには十分な改正とは言えない。

結びにかえて

我が国企業の海外活動は、2006年で、海外現地法人の売上高214兆円、製造業における海外生産比率3割超、海外現地法人の経常利益9.6兆円と、急激に進展しており、また、その重要度も増している。一方で、アメリカのサブプライムローンに端を発した世界経済不安のあおりを受け、我が国経済は、2008年12月30日の東京市場における日経平均株価の終値が8,859円56銭となり、2007年の大納会からの年間下落率は42.1%と、過去最悪の下落率を記録するなど非常に厳しい状況に直面している。

(13) 前掲、経済産業省『平成21年度税制改正について』平成20年12月、35頁、35頁

このような状況の中、我が国では、企業の国際競争力を確保することで経済活性化を達成するような税制の構築が求められている。我が国企業の国際競争力確保には、国際的な視野での昨今の税制改正、特に法人税改正の動きを把握し、我が国企業が抱える法人税の問題点を解決し得る税制を構築しなければならない。

そこで、本論文では、我が国法人税に内在する問題点を整理した。我が国では、企業の国際競争力確保のために、課税ベースの拡大とともに法人税率の引き下げが検討されているが、その根拠資料として法人実効税率の国際比較結果が用いられている。国際的に法人税率の引き下げが行われている事実から、我が国で法人税率の引き下げを検討することは重要である。しかし、法人実効税率の国際比較は所得を課税ベースとする税制での比較であり、所得を課税ベースとしない税制は含まれておらず、実効税率の比較結果を根拠として引き下げを検討することには問題がある。したがって、国際比較が適正に行われた上で、法人税率の在り方を検討しなければならない。

また、法人税制度の問題から、企業は海外で得た利益を国内へ環流させずに海外現地法人に内部留保とする傾向が顕著であった。この事実は、国内で行うべき試験研究等を海外で行う結果を招き、海外で得た利益を国内に資金環流させることから生ずる経済活性化の一部が失われることとなる。

以上のように、企業の国際競争力の確保と経済活性化の観点から、問題を抱える我が国法人税制度を改めるべく2009年度改正が行われた。2009年度改正では、中小法人等の年間800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引下げられ、また欠損金繰り戻しが認められて前年度に納付した法人税の還付を受けることができることとなった。さらに、海外現地法人が得た利益を国内に資金環流させ、国内の経済活性化に資するため、国際的二重課税排除として設けられている間接外国税額控除制度について経過措置を講じたうえで廃止し、これに代えて内国法人（国内親会社）が外国子会社からの受ける配当の益金不算入制度を恒久措置として創設することとなった。

2009年度改正により、海外に留保されていた利益等の国内環流が進むことは期待できるが、法人税率の改正は中小法人に対して、所得金額800万円までに適用される軽減税率の引き下げしか行われず、本則には改正は行われていない。したがって、我が国企業全体における国際競争力を確保し、経済活性化のためには十分な改正とは言い難い。

また、昨今の経済低迷の影響から、経済活性化のための税制構築を望む声が強くなり、公平達成のための税制の在り方に対する検討は弱くなっているが、公平という観点も忘れてはならない。したがって、我が国企業の国際競争力を確保することで経済活性化を促し、さらに公平を達成しうる税制の構築には、更なる検討が必要である。

[抄 録]

我が国企業の海外活動は、急激に進展しており、その重要度も増している。一方で、世界経済不安のあおりを受け、経済は非常に厳しい状況に直面している。このような状況の中、我が国では企業の国際競争力を確保することで経済活性化を達成するような税制の構築が求められるが、そのためには国際的な視野で昨今の税制改正の動きを把握し、我が国企業が抱える法人税の問題点を解決し得る税制を構築しなければならない。そこで、本論文では、国際的視野から法人税改正の方向を捉え、我が国法人税に内在する問題点を整理し、2009年度改正でこれら問題が解決されたか否かを検討した。

まず、我が国法人税に内在する問題点を整理した。第1の問題点は、国際的に法人税率引き下げがなされていることから我が国でも検討することは重要であるが、その根拠とする比較資料に問題を抱えているという点である。第2の問題点は、法人税制度の問題から、我が国企業は海外で得た利益を国内環流させずに海外現地法人に内部留保する傾向が顕著であり、経済活性化の一部が失われる結果を招くという問題である。

次に、企業の国際競争力の確保、経済活性化の観点から問題を抱える我が国法人税の制度を改めるべく行われた2009年度改正を整理した。2009年度改正では、中小法人等の法人税軽減税率の引き下げ、中小法人等に対して欠損金繰戻還付が認められることとなった。また、国際的二重課税排除として設けられている間接外国税額控除制度について経過措置を講じたうえで廃止し、これに代えて内国法人（国内親会社）が外国子会社から受ける配当の益金不算入制度を恒久措置として創設することとなった。

以上を整理すると、2009年度改正により、海外に留保されていた利益等の国内環流が進むことは期待できるが、我が国企業全体における国際競争力を確保し、経済活性化のためには十分な改正とは言えない。

また、昨今の経済低迷の影響から、経済活性化のための税制構築を望む声が強くなり、格差問題という公平達成のための税制の在り方に対する検討は弱くなっている。しかし、公平の観点から法人税の在り方を考慮することも忘れてはならない。したがって、我が国企業の国際競争力を確保することで経済活性化を促し、さらに公平を達成しうる税制の構築には、更なる検討が必要である。